

山形市における部活動の方針

令和 8 年 8 月

山形市教育委員会

目次

◇ はじめに	1
◇ 山形市における本方針策定の趣旨等	2
I 学校部活動	3
1 学校部活動の在り方	
2 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動に関する方針等の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 適切な指導及び安全・安心の確保	
(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	
(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	
4 適切な部活動運営	
(1) 適切な活動時間・休養日の設定	
(2) 地域との連携	
II 大会・コンクールの参加等	8
1 生徒の大会等の参加機会の確保	
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(1) 大会等への参加の引率	
(2) 大会等の運営への従事	
III 学校部活動における事故防止	9
1 活動前における留意事項	
(1) 連絡体制の整備と健康状態の把握	
(2) 安全点検	
2 活動中における配慮すべき事項	
(1) 体調の確認と円滑なコミュニケーション	
(2) 生徒自身の管理	
3 天候等を考慮した指導	
(1) 活動時における生徒の安全確保	
(2) 大会等における生徒の安全確保	
4 大会や遠征等への参加	
5 熱中症対策の留意事項	
6 クマ対策の留意事項	
7 冬山活動における留意事項	
◇ 参照	13

はじめに

学校における部活動は、これまで学校教育の一環として行われ、異年齢との交流の中で生徒同士や教員との好ましい人間関係を育み、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、大きな教育的意義を持ってまいりました。また、スポーツや文化芸術活動に親しみ、仲間と切磋琢磨しながら体力や技能の向上を目指し、心身の健康を育む貴重な機会としても、大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、少子化の進行による活動環境の変化や生徒のニーズの多様化、さらには教員の働き方改革など、学校部活動を取り巻く状況は大きく変化しています。学校や教員だけでは解決することができない課題等が増えており、子どもたちが将来にわたり希望する活動を継続できるよう、地域の皆様と協力しながら、活動環境を整えていくことは、私たち大人に求められている重要な責務ととらえております。

そこで本方針は、国及び山形県の部活動改革の方向性を踏まえ、山形市における部活動改革を着実に推進するための基本的な考え方と取組の指針を示すものです。学校、地域、保護者、関係団体がそれぞれの役割を担い、連携・協働しながら、持続可能で質の高いスポーツ・文化芸術活動の環境を構築していくことを目指しながら、新たな時代にふさわしい持続可能な活動の在り方を築いていきます。また、未来を担う子どもたちのために、部活動の望ましい指導・運営に関する体制を構築し、生徒が豊かな生活を実現するための資質・能力を育み、心身のバランスのとれた成長と充実した学校生活を送ることを目指すものです。教員のワークライフバランスについても、そのよりよい実現を図ってまいります。

あわせて、山形市では「健康医療先進都市」「文化創造都市」の実現を目指し、すべての子どもたちが将来にわたり、希望や興味・関心に応じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな学びと成長の機会を得られる環境づくりを進めるために、令和8年3月に「山形市部活動地域展開推進計画」を策定いたしました。本計画は、これまで学校が培ってきた部活動の教育的意義を大切にしながら、学校と地域がそれぞれの強みを生かし、連携・協働して子どもたちの成長を支える新たな活動環境の構築を進めるものです。子どもたち一人一人が自らの興味・関心や目標に応じて、安全で質の高いスポーツ・文化芸術活動に継続して参加できる持続可能な仕組みを実現するための計画となっています。本方針と上記計画が連動し、新しい時代の学校部活動の在り方がより豊かなものとなることを期待します。

結びに、本方針の策定にあたり、ご協力賜りました山形市中学校長会はじめ、関係各位に対し深く感謝を申し上げますとともに、今後とも各学校に適した部活動の環境整備に向けて、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年8月

山形市教育委員会教育長 金沢 智也

山形市における本方針策定の趣旨等

- 本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁策定。以下「国のガイドライン」という。）に則り、「山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和8年3月山形県教育委員会策定。以下「県のガイドライン」という。）を参考に、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について、市の考え方を示すものである。
- 本方針は、義務教育である中学校の学校部活動及び高等学校の学校部活動を主な対象とする。その際、高等学校では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 市立中学校及び市立高等学校にあっては、本方針を参考に、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- 山形市教育委員会は、学校が行う改革に必要な支援等に取り組むとともに、本方針に基づき各学校の部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。
- 小学校における学校教育の一環として行われるスポーツ・文化等の活動においても、校長は、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、本方針に則り、休養日や活動時間を適切に設定する。
- 本方針については、国のガイドライン及び県のガイドラインの変更や適用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- 「山形市における運動部活動の方針（中学校編・高等学校編）」（平成31年3月 山形市教育委員会策定）及び「山形市における文化部活動の方針（中学校編・高等学校編）」（令和元年12月 山形市教育委員会策定）については、廃止する。

I 学校部活動

1 学校部活動の在り方

山形市における平日及び休日の学校部活動の扱いは、学習指導要領(*1)を踏まえ、以下のとおりとする。

【中学校】

平 日	希望する生徒の活動（任意加入）
休 日	・ 学校部活動は実施しない。（市中学校長会における申し合わせによって認められた活動を除く。） ・ 希望する生徒は地域クラブ活動等に参加する。

【高等学校】

平 日	・ 希望する生徒の活動 ・ 中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しながら、学校の特色及び生徒のニーズを生かした放課後の活動の在り方を検討
休 日	希望する生徒の活動

2 適切な運営のための体制整備

（１）学校部活動に関する方針等の策定等

- ① 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を策定する。部顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。
- ② 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

（２）指導・運営に係る体制の構築

- ① 山形市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員(*2)の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用して学校に配置する。
- ② 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。
- ③ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、外部指導者(*3)からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を検討する。

- ④ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動等を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- ⑤ 校長は、学校部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会（仮称）を設置し、各部活動の取組の確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会（仮称）は、学校の教員のみならず、保護者、地域のスポーツ・文化芸術関係者、地域医療関係者等も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。
- ⑥ 山形市教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑦ 校長は、各部活動の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。また、各部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

*1 学習指導要領より抜粋

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

学習指導要領解説（令和6年12月一部改訂）の概要

中学校・高等学校・特別支援学校

○ 部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

○ 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障がいのある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。

*2 部活動指導員

学校教育法施行規則 78 条の 2 の規定により、山形市教育委員会によって任用されている者であり、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする。

<学校教育法施行規則第 78 条の 2 >

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

*3 外部指導者

校長が委嘱状等の文書により依頼した指導者で、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術指導等を担当する。

3 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

校長及び部顧問、部活動指導員、外部指導者（以下「部活動の指導者」という。）は部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努めるとともに、体罰・暴言・暴力・行き過ぎた指導・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。

特に運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に則った指導を行う。山形市教育委員会は、山形県教育委員会と連携し、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

① 運動部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

② 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を妨げることを正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な運営

(1) 適切な活動時間・休養日の設定

各学校の部活動の運営については、以下の基準により、適切に行うものとする。

【中学校】

活動時間	平日では2時間程度、学校の長期休業日では3時間程度とし、競技種目や分野の特性等を踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
休養日	参加する地域クラブ活動の状況に応じて週当たり平日1日以上 の休養日を設定し、週休日、休日は原則学校部活動を実施しない。
長期休業中の休養日	・学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定 することが望ましい。 ・学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある 程度長期の休養期間を設ける。

長期休業中の休養日	・ある程度長期の休養期間後に活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮して、急激に再開せずに段階的に活動を始めるなど、怪我の防止等に配慮する。
始業前練習	禁止
備考	・市中学校長会における申し合わせによって認められた活動をする場合は、本方針に沿って活動を行うこと。 ・大会参加等、校長が認める場合には、上記活動時間を適用しなくても良いが、スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減等、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないように計画すること。

【高等学校】

活動時間	平日では2時間程度、学校の休業日（週休日、休日、長期休業日）では3時間程度とし、競技種目や分野の特性等を踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
休養日	週当たり2日以上（平日1日以上、週休日1日以上）となるように設定する。
長期休業中の休養日	・学期中に準じた扱いを行う。 ・部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
備考	・校長が認める場合には、上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際には、スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなど、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないように計画すること。 ・校長は、教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を精査すること。

- ① 山形市教育委員会及び学校は、部活動における活動時間及び休養日について、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究(*4)も踏まえて遵守する。文化部活動においても同様の考え方とする。
- ② 校長は、2（1）①に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

③ 高等学校における部活動の活動時間及び休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のようなことも考えられる。

- ・ 定期試験前後の一定期間等に、各部共通で学校全体の学校部活動休養日を設ける。
- ・ 校長が認める「目標とする大会やコンクール等の前の特別強化期間」や「強化指定部等」は、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替える。

(2) 地域との連携

学校は、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と緊密な連携を図る。(*5)

*4 スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会※）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更（平成30年4月1日）

*5 学習指導要領解説（令和6年12月一部改訂）の概要

中学校・特別支援学校(中学部)

○ 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設

地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。

- ① 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

Ⅱ 大会・コンクールの参加等

1 生徒の大会等の参加機会の確保

山形市教育委員会は、山形市中学校体育連盟及び山形市中学校文化連盟、文化部活動の各種大会等の地区内主催者に対して、当該連盟等が主催する大会について、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できる大会となるよう働きかける。(*6)

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

- ① 山形市教育委員会及び校長は、教員が引率業務を行う際には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教員の負担が過度とならないよう配慮すること。また、教員以外の者（部活動指導員）が引率業務を担うことや当該校の指導者等が行うことが原則である生徒の引率について、学校の諸事情によりできない場合、大会要項や引率細則等に基づいて、山形市教育委員会及び校長の責任のもと、他校教員等の生徒引率を認めていく。
- ② 山形市教育委員会及び校長は、学校部活動における大会等の引率について、部活動指導員が単独で担うことや、部活動指導員が引率する際には外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意し、引率に係る体制整備を進める。

(2) 大会等運営への従事

- ① 山形市教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。
- ② 山形市教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

*6 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意すること。

Ⅲ 学校部活動における事故防止

スポーツ活動はもとより、文化芸術活動には、激しい運動を伴う活動や野外活動、ボランティア活動なども含まれ、活動内容が多岐に渡っている。活動内容によっては、事故防止について十分配慮する必要があるとともに、生徒の体調の急変等に対応しなくてはならない場合が考えられるので留意して活動する。

1 活動前における留意事項

(1) 連絡体制の整備と健康状態の把握

- ① 学校は、管理下において事故が発生した場合に備え、危機管理マニュアル（活動中の事故を含む。）を確立し平素から部活動の指導者とともに共通理解が図られるようにする。
- ② 学校は、部活動の指導者に対し、生徒の既往症（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を生徒本人及び保護者等と確認しておくよう指導する。
- ③ 部活動の指導者は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

※参照 1：事故発生時の連絡体制

※参照 2：心停止の救命処置

(2) 安全点検

- ① 学校は、部活動の指導者に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。
- ② 学校は、部活動の指導者に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、部活動の指導者を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての指導者研修会を開催したりするなどして、確実に使用できるように努める。

2 活動中における配慮すべき事項

(1) 体調の確認と円滑なコミュニケーション

部活動の指導者は、活動前・中・後に生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。

(2) 生徒自身の管理

部活動の指導者は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

3 天候等を考慮した指導

(1) 活動時における生徒の安全確保

学校は、部活動の指導者に対し、活動時の気象情報には十分留意させ、以下の点について指導する。

① 低体温症

雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。

② 雷・暴風雨

雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を迅速かつ的確に行う。

【落雷発生時】 ※学校における危機管理の手引き 学校安全編 (H22.11)

対応ガイドライン	
事前	○ 関係者は、児童生徒等の安全を最優先することを十分に共通理解する。 ○ 当日の活動は、余裕をもったスケジュールを組む。 ○ 活動の中止決定の手順、避難場所、避難方法・誘導手順を明確にしておく。 ○ 前日に、当日の気象予報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無、竜巻情報等）を確認し、対応の想定を行う。
当日	① 朝、気象予報を確認するとともに、落雷・突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、関係者に情報を提供する。 ② 絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発令の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があったりする場合は、直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえる時も、落雷する危険信号と考えて直ちに活動を中止する。 ③ 避難は、近くの建物、自動車、バスの中など、安全な空間に入る。周囲に建物などが無い場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。 ④ 雷雲が遠ざかって、20 分以上が経過してから屋外に出る。 ※気象庁のホームページにおいて、詳細な地域分布と 1 時間先まで 10 分ごとの予報を確認できる「レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）」を活用

【落雷発生時の留意事項】

- ・自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全である。その際、建物や車両の壁、電気製品の近くから離れる。
- ・テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。
- ・周囲に建物などが無い場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。
- ・高い木には落雷しやすいので、4 m以内には近づかないこと。人間は、木よりも電気が通りやすいので、木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。

※参照 3：落雷基礎知識

(2) 大会等における生徒の安全確保

中学校における大会等において山形市教育委員会は、山形市中学校体育連盟及び山形市中学校文化連盟、文化部活動の各種大会等の地区内主催者に対して、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応するよう指導する。

4 大会や遠征等への参加

- ① 県外及び宿泊を伴う活動については、「山形市立小学校・中学校管理規則 第4条第3項」及び「山形市立商業高等学校管理運営規則 第12条第2項」に則り、手続きを行うこと。

※参照4：山形市立小学校・中学校管理規則 第4条第3項

※参照5：山形市立商業高等学校管理運営規則 第12条第2項

- ② 移動手段および安全管理については、「部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について」の内容を徹底すること。

※参照6：部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について（令和8年6月1日付文書）

※参照7：「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」等を受けた
山形市立商業高等学校における運用等について（令和8年8月28日付通知）

5 熱中症対策の留意事項

- ① 熱中症特別警戒アラートが発表された場合（前日14:00時点）は、原則、活動（外部施設での練習や練習試合を含む。）は行わないこと。ただし、大会やコンクールなどへの参加については、会場等にエアコンの設置などの環境整備がなされ、かつ、会場等まで全ての児童生徒を暑さ対策が十分な方法で送迎できるなど、熱中症対策が徹底されていることなどを総合的に勘案し、校長が慎重に判断すること。

- ② 熱中症警戒アラートが発表されている場合（前日17:00、当日5:00発表）は、活動の中止を含め、生徒の安全を最優先に判断すること。

- ③ 気温35℃以上、または暑さ指数31℃以上で運動は原則中止とする。気温31℃以上、または暑さ指数28℃以上で嚴重警戒（激しい運動は中止）の場合は、活動内容の変更、個々の健康観察、こまめな休憩時間の取得、水分・塩分の補給等の健康管理を徹底すること。

※高性能気象IoTセンサー「ソラテナ Pro」のデータを有効に活用し、熱中症事故防止に努める。

- ④ 単に暑さ指数によらず、天気予報を含め活動場所の気象状況により、児童生徒の安全が少しでも危惧される場合は、躊躇なく活動を延期すること（暑さ指数が高くなるとも熱中症のリスクがある）。

- ⑤ 午前から午後にかけての活動等、時間の経過とともに暑さ指数の上昇が想定される場合には、気象状況や児童生徒の活動状況も踏まえ、活動の中止や変更を行うこと（事故発生前の判断）。
- ⑥ 部活動の指導者は、活動終了後のクーリングダウンと健康観察を徹底すること。
- ⑦ 部活動の指導者等は、活動中だけではなく、移動時における熱中症リスクについても、引き続き十分に考慮すること。
- ⑧ 気温が高くなり始める頃（4月下旬～5月下旬）には、気温 31℃以下、または暑さ指数 28℃以下でも熱中症を発症する可能性があるため、早い時期から暑さになれるよう順化期間を設ける等、暑さに徐々に慣らしていく暑熱順化も行う。
- ⑨ 山形市教育委員会は、山形市中学校体育連盟及び山形市中学校文化連盟、文化部活動の各種大会等の地区内主催者に対して、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、気温や暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示し、十分な安全対策を講じるよう指導する。

※参照 8：熱中症への対応

6 クマ等対策の留意事項

- ① 学校は、保護者、地域や関係機関と連携して通学路等の安全確保を図ること。
- ② 学校は、十分な安全が確保できない場合には、活動を延期または中止すること。
- ③ 学校は、活動場所においてクマ等が出没した場合には、110 番や関係機関に通報し、避難・誘導等により、子どもの安全確保を図ること。
- ④ 学校は、出没情報がある場所での活動等を避けること。
- ⑤ 学校は、出没が予想される場合には、活動場所や活動時間の変更を含め配慮すること。
- ⑥ 山形市教育委員会は、山形市中学校体育連盟及び山形市中学校文化連盟、文化部活動の各種大会等の地区内主催者に対して、大会等実施中に会場内にクマが出没した際には、110 番通報し、避難・誘導等により、生徒等の安全を最優先に確保するよう指導する。

※参照 9：クマの出没等に係る学校の対応について（令和 8 年 4 月 15 日付文書）

7 冬山活動における留意事項

12 月から学年末・学年始休業までの冬山における、登頂を目的とする登山活動及び技術訓練活動を禁止する。（主に高等学校）

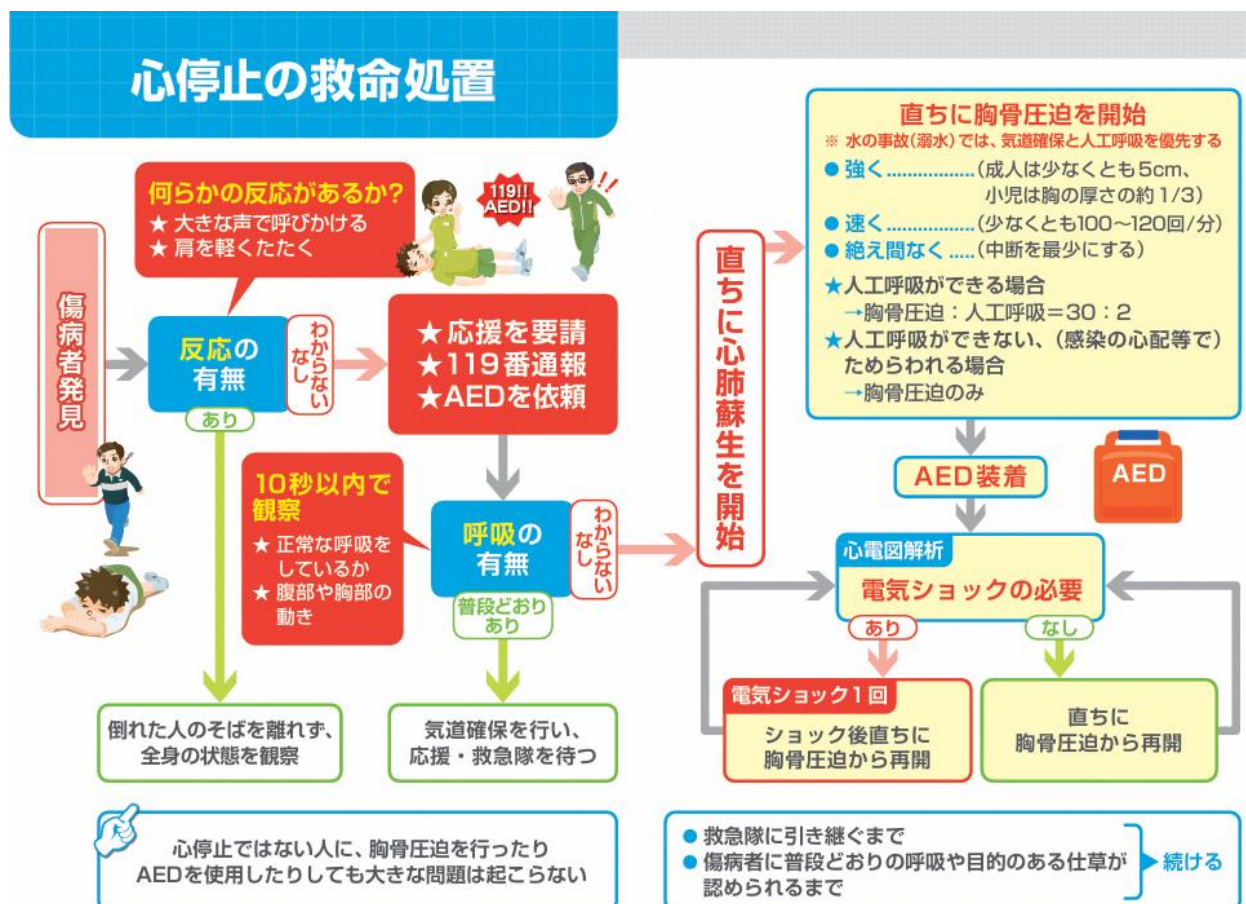
(参照1) 事故発生時の連絡体制

※山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインより引用



(参照2) 心停止の救命処置

※独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ事故対応ハンドブック」より引用



(参照3) 落雷基礎知識

※日本大気電気学会ホームページより抜粋

①雷は高いところへ落ちる！

- ・平地で立った人と、低姿勢の人が並んでいた場合は、立った人へ落ちるとほぼ断定できる。万が一の場合は、姿勢を低く。

②林や森の中も危険！

- ・木の下は、木への落雷による側撃雷の危険性が高い。

③高い物体のそばは安全？

- ・建物や車など周囲に何も無いところでは、コンクリート製の電柱のそばが安全といえる。物体が電気の伝導体で完全設置されていれば、そのそばの安全性は高い。

(参照4) 山形市立小学校・中学校管理規則 第4条第3項

※山形市立小学校・中学校管理規則より抜粋

山形市立小・中学校管理規則

昭和32年6月
教育委員会規則第5号

(校外行事)

第4条 学校において、教育活動の一環として実施する修学旅行、キャンプ、登山その他これらに類する校外行事について、実施地が県の区域外にあるとき又は宿泊を要するときは、実施計画書を添えて、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 小学校における対外運動競技は原則として行わないものとする。ただし、山形市内又は隣接する市町村程度の区域内で行う場合は、この限りではない。

3 中学校における対外運動競技又は練習試合は、原則として県の区域内で行うものとし、実施地が県の区域外にあるとき、又は宿泊を要するときは、第1項に準じて教育委員会の承認を受けなければならない。合宿については、実施地が県の区域内にあると区域外にあるとにかかわらず、同様の手続きを経て行うものとする。

(参照5) 山形市商業高等学校管理運営規則 第12条第2項

※山形市立商業高等学校管理運営規則より抜粋

山形市立商業高等学校管理運営規則

昭和50年3月
教育委員会規則第4号

(学校行事等)

第12条 校長は、教育活動の一つとして、修学旅行、対外競技、水泳、キャンプ、登山その他の学校行事等を実施するときは、教育効果及び生徒の安全について特に考慮しなければならない。

2 前項に定める学校行事等の実施地が市外で、かつ、宿泊を要するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

山形市立各小中学校長 様

山形市教育委員会

部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について

1. 安全確保について

○校外で活動を行う際には、児童生徒の安全確保に万全を期すこと。

○児童生徒の移動については、原則、公共交通機関を利用すること。

※公共交通機関……鉄道(電車、地下鉄、新幹線、モノレール、路面電車等)
バス(路線バス、高速バス等)、航空機(飛行機)

○公共交通機関での移動が難しい場合は、貸切バスまたはタクシーを利用すること。

○部活動に関し、保護者の自家用車による移動は、校長が認めた場合に限る。

○自動車等で移動する場合は、シートベルトの着用を徹底すること。

○事故防止に関する対応方針や事故発生時等の緊急時における連絡体制、対応方法等について、事前に保護者等を含む関係者間で共有すること。

○「危機管理マニュアル」の記載内容を点検し、必要に応じて改定等を行うこと。

○「危機管理マニュアル」に即した必要な対応が確実に行われるよう、教職員間で改めて十分な共通認識を図ること。

2. 事業者との適切な契約の締結等について

○事業者へ貸切バス又はタクシーによる運送を依頼する場合は、国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行うこと。

○乗車当日もナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)等を乗車前に確認すること。

○貸切バスの場合は、事業者から運送引受書の交付を受け、契約内容(契約主体、内容等)を明確化すること。

3. 部活動における遠征等の必要性や移動手段の検討について

○長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、学校教育活動の一環である部活動として実施することが必要かどうか、その必要性について検討すること。

○遠征等を実施する場合は、無理のない移動(移動距離、運行時間、運転者の負担等)を計画し、生徒の安全確保について万全を期すこと。

○泊を伴う遠征や長距離の移動のある遠征を行う場合は、事前に移動方法や保護者負担を求める費用等について保護者に文書等で連絡すること。

4. 安全確保と事故発生時の対応について

○事故防止等のための取組が確実かつ適切に実施されるよう、必要な措置を講じること。

- ・活動内容の規模や内容に応じた必要な教職員等の配置
- ・緊急連絡体制の決定(保護者の連絡先、医療機関等の連絡先等)
- ・教職員に対する研修(事故予防、事故発生時の応急手当等) など

○事故等が発生した際は、迅速かつ適切に対応すること。

- ・生徒の安全確保と生命維持を最優先にした対応
- ・救命処置や応急手当
- ・119番や110番通報
- ・管理職や養護教諭等への連絡
- ・保護者への連絡
- ・医療機関の受診
- ・学校設置者への報告
- ・再発防止策を講じる など

(参照 7)「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」等を受けた

山形市立商業高等学校における運用等について（令和 8 年 8 月 28 日付通知）

山形市立商業高等学校長 様

山形市教育委員会教育長

**「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」等を受けた
山形市立商業高等学校における運用等について（通知）**

令和 8 年 5 月 19 日付けスポーツ庁地域スポーツ課長他からの通知「部活動の遠征等における安全確保について（通知）」を受けて、令和 8 年 6 月 1 日付け教（学）庁内「部活動の遠征等における安全確保の徹底について（通知）」を発出しているところです。

その後、令和 8 年 6 月 30 日付けで文部科学省及び国土交通省がとりまとめた「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」および令和 8 年 8 月 4 日付けで山形県教育局学校体育保健課長から「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」等を受けた県立学校における運用等について（依頼）が通知されております。

今般、これら通知を踏まえた部活動等における大会参加・遠征等の計画書（ひな型）及び同計画書の具体の運用方法等について別添のとおり通知するとともに、令和 8 年 6 月 1 日付け通知内容について、下記のとおり改めます。

貴校におかれましては、引き続き部活動の遠征・大会参加等に係る移動手段および安全管理について下記事項を徹底し、生徒の安全確保及び事故防止を図り、活動に万全を期してください。

記

1 安全を最優先とした遠征計画について

遠征等を計画する際は、生徒の安全確保を最優先とした無理のない計画とし、特に次の事項について確認すること。

- （1）移動距離、移動時間及び到着時刻が過度な負担となっていないか。
- （2）深夜・早朝移動が常態化していないか。
- （3）生徒の睡眠時間や健康状態への影響がないか。
- （4）悪天候時等の中止判断基準を明確にしているか。
- （5）引率体制及び緊急連絡体制が整備されているか。

2 移動手段の適切な確保について

部活動の遠征等に係る生徒の引率については、公共交通機関の利用を原則としながら、やむを得ず自家用車等により生徒を引率する場合には、「山形市立商業高等学校教員による引率業務に係る自家用車等の使用に関する要綱」によるとともに、道路運送法等の法令を遵守すること。特に、次の事項について徹底すること。

- （1）自家用車等を利用する場合には、学校長の責任において、運転者、車両及び保険加入状況等を事前に十分確認すること。
- （2）事故発生時の連絡体制及び対応手順をあらかじめ整理しておくこと。
- （3）レンタカーを使用する場合、当該運転者がレンタカー契約上の運転可能者として適切に登録されていることを確認すること。
- （4）教職員による長距離運転については、勤務実態及び疲労状況を十分踏まえ、安全管理上適切に判断すること。
- （5）県外への遠征等の場合で、自家用車等の 1 日の走行距離が概ね 200 km を超える場合（1 日の走行時間が概ね 5 時間を超えない場合を除く）は、校長は引率業務を承認できない。
- （6）長距離又は深夜早朝の連続運転を避けること。
- （7）過密日程による疲労運転を防止すること。
- （8）運転経験、健康状態等を考慮すること。
- （9）業務又は協力が過度な負担とならないよう配慮すること。

3 保護者への丁寧な説明について

遠征等の実施に当たっては、次の事項について保護者に対して事前に文書で説明し、理解を得ておくこととともに、同意書の提出を求めること。

- （1）遠征等の行程
- （2）移動手段
- （3）費用負担
- （4）緊急時の対応
- （5）保険加入状況

4 事故発生時の対応について

事故・重大事案が発生した場合には、人命最優先で対応するとともに、速やかに市教育委員会へ報告し、再発防止策を講じること。

5 その他

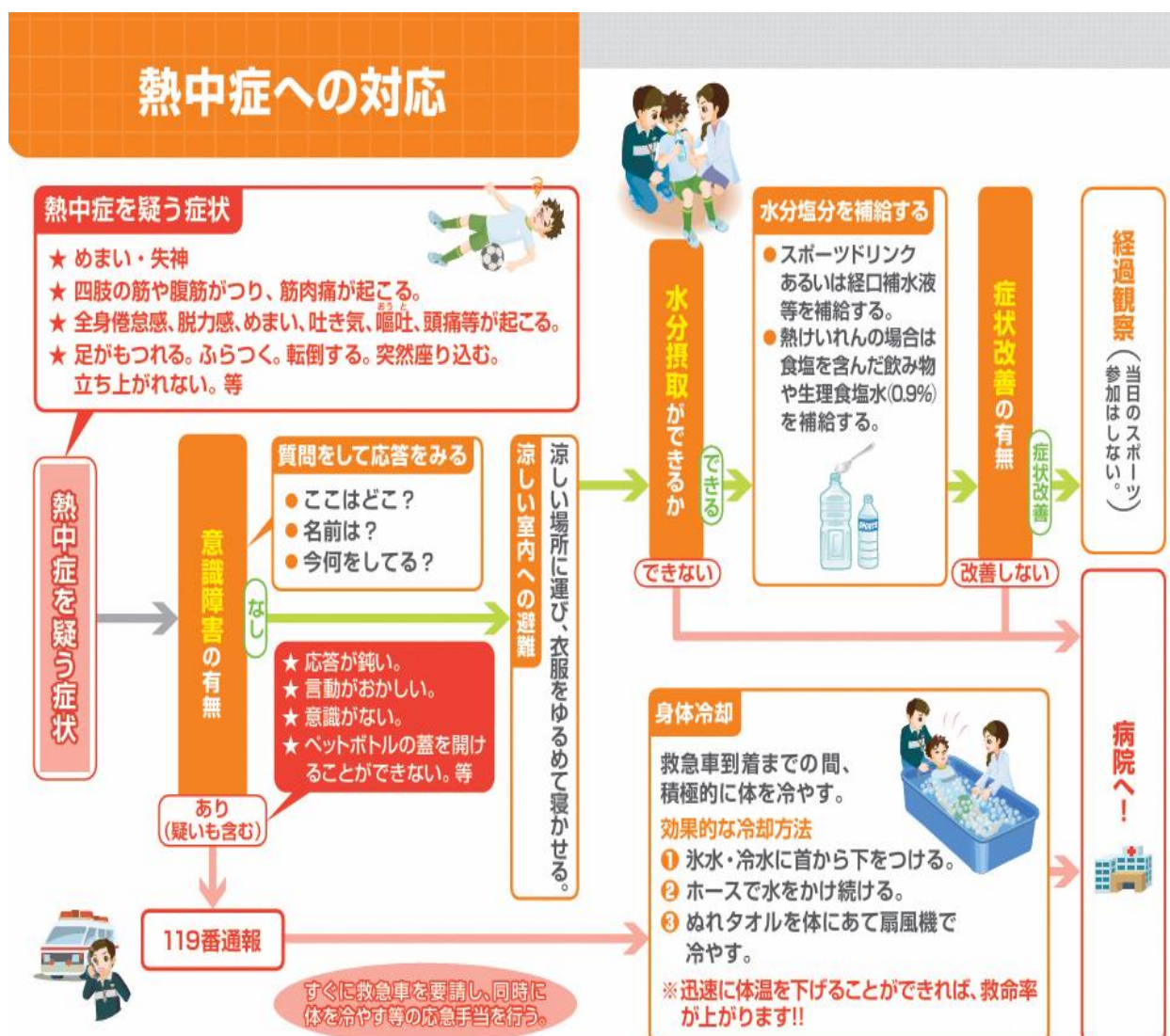
山形市立商業高等学校管理運営規則第12条第2項の規定による教育委員会への届出にあたっては、「部活動許可願及び大会参加・遠征等の計画書（別紙様式1 山商用）」および「遠征運転者 事前チェックシート（別紙様式2）」を添付すること。

6 添付書類

- (1) 部活動許可願及び大会参加・遠征等の計画書（別紙様式1 山商用）
- (2) 遠征運転者 事前チェックシート（別紙様式2）
- (3) 安全管理チェックシート（事前確認用・当日確認用）
- (4) 部活動許可願及び大会参加・遠征等の計画書の作成方法について（別紙参考1 山商用）
- (5) 遠征及び計画書作成にあたっての留意事項（別紙参考2）
- (6) 遠征計画作成・遠征実施に関するQ&A（別紙参考3）〈PDF データ〉
- (7) 引率依頼書・引率承諾書
- (8) 他校生徒引率に係る手続きの流れ
- (9) 遠征等実施の流れ（顧問が行うこと）（別添参考4）

（参照8）熱中症への対応

※独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ事故対応ハンドブック」より引用



山形市立各小中高等学校長 様

山形市教育委員会学校教育課

クマの出没等に係る学校の対応について

1. クマ出没等の情報収集についてのお願い

(1) 市が配信する「クマ出没情報メールマガジン」による情報収集

- ・管理職の方の登録とともに、教職員についても積極的な登録をお願いします。
- ・保護者に対しても、可能な範囲で登録を推奨してください。

※参照：【別添1】「クマ出没情報メールマガジン PR チラシ」

(2) 学校教育課からの住宅地図による情報収集

※住宅地図情報は、学校留めとしてください。

2. 登下校時の安全確保について

(1) 児童生徒の安全確保を最優先とした柔軟な対応

- ・保護者による送迎（引率等）の依頼

例：全家庭への依頼、特定の地域を対象とした依頼

登下校に不安がある家庭への依頼など

※参照：【別添2】「保護者あてメール例文」

※学校周辺がスクールゾーンに指定されている場合は、山形警察署交通第一課交通規制係（TEL 627-0110）へ事前に相談すること。

- ・登校時刻に幅を持たせること
- ・心配がある家庭については自宅待機を可能とすること（出席扱い）
- ・下校時刻の調整（学童との情報共有や連携）
- ・保護者への引き渡し
- ・職員による見回り体制の整備（職員の安全確保にも十分配慮すること）

3. 部活動等の実施について

(1) 活動の実施及び時間短縮等に関する慎重な判断

(2) クマの習性等を踏まえた活動時間への配慮（早朝や夕方の時間帯を避ける等）

(3) 学校と保護者等の連携による、児童生徒等の活動場所への移動に係る安全面の確保

4. 学校における対応の共有について

(1) 学校教育課への報告（市環境部鳥獣被害対策課等の関係課へ共有）

※参照：【別添3】「FAX 送信書（クマ対応）」